

歴史的轉換期の倫理

——カントの平和論を顧みつつ——

松 本 良 彦

一、まえがき

従来倫理学は主として個人倫理学的性格のもので、それもそこでは心情倫理学の立場が有力なものとなっていたため、戦争そのものは是非善悪が主題に取り上げられることは滅多になかった。忠誠とか勇氣とかいうような徳目が論じられる場合に戦争のことが引き合いに出されるにとどまっていた観がある。今日でも戦争の是非が問題になるのは殆ど政治学あるいは政治論の領域であるが、それには倫理的観点は欠けてはいないとしても、そのような観点はむしろ目立たない一本の糸のように織り込まれているにとどまるものが多く、又軍備と戦争に対する是非いずれかの立場をはっきり出したものでも、それを倫理的に裏付けする試みはそこには見出されないようである。こういう一般の傾向に対し、この小論は倫理的観点に立って戦争と平和の問題を中心に今日の世界の時局下の倫理の問題を論じようとしたものである。

「歴史的轉換期の倫理」と題したこの小論に私は「カントの平和論

を顧みつつ」という副題を付けた。顧みれば私が昔はじめてまとめた哲学論文の題目は「カント目的論の考察」⁽¹⁾であって、その中ですでにカントの「永遠平和のために」の論文をも取り上げていた。しかしここで私の主たる関心は、このカントの論文の彼の目的論思想の中の位置づけということであった。ところで今回カントのこの平和論文は私にとり現代という時代が抱えている問題への哲学的考察を進める一つの拠りどころとなった。前回とは全く異なる観点からそれを読み直して当面の論究に役立てたのであったが、それというのもやはりカントのこの論文の所説を尊重する念がはやくから私の心に培われていたからであろう。私はこの小論をまとめ乍らあらためてそのことを思うのである。

二、カントの平和論

「共に生活する人々の間の平和状態はけっして自然状態ではない、自然状態はむしろ戦争状態だ、すなわちたとえ常に敵対行為が起っているのではないとしても、絶えず敵対行為の脅かしを受けている。そ

れ故平和状態は作り出されなければならない。何故かといえれば敵対行為が起っていないというだけでは、まだ平和は保証されていないし、かつこのような保証の提出を求められた者がそれを求めた隣人に対してその保証を提出しないならば（そのような保証の提出はたゞ法的状態においてのみ起り得る）、後者は前者を敵として取り扱っていいからである。」

これはカントが「永遠平和のために」の中心的部分である第二章「国家間における永遠平和のための確定条項」の冒頭で述べている言葉である。⁽²⁾つまり人間関係が真に安定した平和なものであるためには、それは法によって規制されたものでなければならぬということである。彼によればそれには三つの段階が区別される。第一は共和的な公民的憲法による国家制度、第二は国際公法による諸国家の自由連合、第三は世界公民法による全国家の一体系である。そして第一の段階は第二へ、第二は第三へと必然的に発展すべきものとして第三が最終のものとなる。これらは人間生活の外的秩序であり、これらが整うことによって人間は真に道徳的な生活を営み得るものとなる。ところで我々が道徳的存在を全うすることが最高善であるが、それを実現するために自然が提供し得る制約の中の最上のものがこの三段階の外的秩序である。この公民的秩序の下ではそれが有する権力のために非法な傾向の勃発が抑止され、全体に道徳的色彩が与えられると共に、道徳的素質が開発する機会すらも容易に与えられる。ところで最高善の実現は純粹実践理性の必然的先天的対象であり、その可能は世界創造者の

存在の要請によって保証されているから、自然の中での三段階の法秩序の実現も人類歴史の必然的課題としてその実現可能は同じく上述の要請によって保証されている。人類の歴史にはその意味で自然の意図あるいは摂理がはたらくと見られる。

カントの「永遠平和のために」の論文の中で述べられている主要思想をその基礎になっている彼の道徳哲学に関連させ乍ら述べれば大體以上のようなものになるであろう。彼の「実践理性批判」に拠る時は魂の不死と神の存在の要請は全く個人的完成のためのものとのみ解されそうであるが、この平和論文を含め彼の晩年の歴史哲学の諸論文では、最高善はむしろ人類の歴史全体の中で実現され得るものであるかの如く、したがって魂の不死、神の存在は人類の理念と深い関連にもたらせられているように見えるが、その関係は彼においては十分に明らかにされないままに終っている。⁽³⁾

さて現代という時代を念頭においてこのカントの平和論文を読み直してみると、それがこの時代に十分に照応しないように思われるいくつかの点が目につく。第一に感じられることは、彼は戦争と平和の問題に対して総じて樂觀的であるということである。自然の摂理（摂理とは人類の客観的な究極目的を目ざし、この世界過程を予定する高次の原因の深い知恵の謂である。）⁽⁴⁾という観方がそこに入ってきて居り、戦争そのものにさえもそれを認めている。自然は、人間が地上いたるところで生活することが出来るように配慮すると同時に、人間がその傾向に反してもなお至るところで、つまりどんなに住みにくい土

地でも生活すべきであることを圧制的に意欲した。自然はこの自らの目的を達成するために戦争を選んだ、という意味のことを述べている。すなわち戦争に負けた人達は僻遠の地に逃れてそこに住みつくようにさせられたというのである。こうして人間の自然状態は戦争状態であるというこの深い意味、それさえもが摂理の下にあるということが理解されるのだが、しかし人間の理性は道徳的立法権の王座から戦争をやめるべきことを命じたとし、かの三つの段階を経て戦争のない平和な人間関係を確立して行くべきこと、又自然の摂理の下で人間はそれをなし得ることを説くのであるが、今日核兵器のようなもので現れて実際の戦争にも用いられるに至っては、戦争はもはや自然の摂理の観方には全く合わないものになったのではないか。核兵器までを生み出させることで戦争を一挙に全廃することを思いつかせるというのでなければ、核戦争を通じて到達するところはたゞ人類の死滅した——カントのその論文の巻頭を飾っている皮肉の一文——永遠の墓場の平和のみであろう。こゝで私の言いたいことは、自然の目的論的考察の全面的排斥ではなく、戦争についてのこの楽観的観方は今の時代の戦争には相応しないということである。

次に感じられることは、カントが第三段階のものとして掲げた世界公民法についてである。それには「普遍的な友好の諸条件に制限されるべきである」という但し書が付いている。すなわち他の土地、他の民族のところへ行っても正当な扱いを受ける権利について述べるばかりである。第二段階の末尾のところではカントは「相互関係にある諸国

家にとって単に戦争をしか含まないようなその無法則的状态から脱するためには、理性によればたゞ次の仕方しかあり得ない、すなわち国家もまさに個々の人間と同様に、その未開な（無法則の）自由を放棄して公的な強制法に服し、かくて一つの（もとより常に増大しつゝあるところの）そして遂には地上のあらゆる民族を包含するに至るであろうところの国際国家（*civitas gentium*）を構成するより外には道はない。」と述べ乍ら、すぐその後が続けて「しかし諸国家は国際法の理念に基いてかくなることを欲しない。」と言ひ、第三段階のところでは、今日から見れば甚だ物足りない普遍的な友好の諸条件を掲げるに止まってしまっている。

第二段階についてカントが説いていることも、第三段階の叙述に相応し、彼の言う「国際国家」あるいは「世界共和国」（いずれも第二段階のところだけにだけ出て来る）へはどのようにして国際法に基づく諸国家の自由なる連盟は移って行くのか、それはいつ頃であるかというような今日我々が当面する重大な問題について彼から教えられるようなものは何もない。

しかしこのように不満足に思われる点はいくつもあるにも拘らず、なおかつカントのこの平和論文にはしっかりした手応えを覚えしめられる。それは何にあるかと言えば、要約すれば、人間の相互関係は法によって規制されない自然状態の下では戦争状態であるということ、したがって真の平和は法によって作り出されなければならないということ、これを作り出すことは理性の命ずるところであり、人間はそれ

を実現する義務を負わされているのだということである。このカントの平和論の根本思想の真理性は今日の世界の状況によっていよいよ裏付けられて来ていると言っているのではあるまいか。それ故私はこのカントの思想を一つの手掛りにし乍ら今日の戦争と平和に関する根本思想を考えてみようと思うのである。

三、戦争の正当性の問題

戦争を国家間の集団的果たし合い、殺し合いと解するとき、戦争はその限りでは悪であることは「戦争をしなくて済むものなら、それに越したことはない。」とよく言われるように先ず異論のないところと思われるが、戦争によって国と国との行き詰った関係が開閉されるきっかけが得られる場合があり、戦争を出来得る限り小規模の、又短期間のものになし得れば、災いを転じて福となすことも望み得、殊に受けて立つ側は余程の劣勢でない限り、戦争を行なうより他に対手国に對し対応の仕方はなく、戦争は国家間のもつれがひどくなって来た時他にどうしようもなく行なわれて来た。戦争はより大きな幸いのためにも開戦の場合には、避けたい、又避けるべき戦争への原因をどちらの側が作り出したかということがいつも問題になる。どちらの側にその原因があるか、非難されるのはどちらか、同情に値いし、正義の立場の認められるのはどちらか。少なくとも今日ではその正義は仕掛けられて立つ側にあるように見られ、反対に戦争を挑発し、攻め込む側

にはそれがない、すなわち攻め込む側はしなくて済む、あるいはしてはならない戦争を始めた責任を負わされるようである。しかし開戦の直接のきっかけをどちらが作ったかだけでなく、戦争に至るまでの歴史の経緯をも併せ考えたとすると、どちらに分があるかの判定はもつとむずかしくなる。そしていよいよ戦争になった場合にはいずれの側も対手国に非ありとし、自国は大義名分に則って戦いを進めるのだと説いてその国の国民を戦争遂行に振り立たせ、又第三国に対してもそのように宣伝し、その同情、理解更には援助までも求めようとするが、両国共にそれが出来るのは一つにはその時々々の戦争の正当な理由が必ずしもはっきり割り切れるようなものではないことから来ているであろう。又そのことのためもあって最後に勝敗の決着がつけば、勝者はたゞ勝ったというだけで名分上でも分があるように見られ、敗者はその逆でまるで名分のない戦いをして敗れたかの如くに見られ勝である、(神の審判がその勝敗を通して下ったとでもいうように)。更に戦争の正当性が問題となるとき見逃すことの出来ないことは、その戦争が第三国に被害を及ぼさないで行なわれ得るかどうかということである。その被害例えば交戦国の軍隊が第三国の領土内を通過し、あるいはそこが戦場となったり、又戦場にならなくても近いところで戦争が行なわれるために種々の被害が生ずる如きで、そのことをその被害を受ける国があらかじめ知り、それを承認する場合は別として、それを——その被害が大きいために——欲せず、それを拒絶するような場合は、それを無視して行なわれる戦争は正当性に欠けることになる。

その極端な場合が核兵器を用いての戦争である。

ところで今日も核兵器を用いない、通常兵器によって行なわれる戦争なら従来のような正当性の規準によって裁かれ、したがってその正当性を認め得る交戦国の立場は少くともどちらか一方の側にはあるというものだろうか。こゝで知っておかねばならないことはそのような中小国の兵器は大抵強大な核保有国から買入れられるのであり、その戦争遂行にはその大国の利害が密接にからんでいるということである。そのこともあつて戦争は長期化し易く、それにより大国間の対立は深まり、又その戦争が大国同士の間接の戦争へと発展することにもなりかねない。しかし今そのことを考慮外においても、そのような中小国同士の戦争さえも今日は極力回避されなければならないことは世界全体の趨勢の上からはつきりして来たと言えるのである。それは戦争が起らぬとしてさえ各国が今までのように自国の利害中心にその時々々の問題と取り組んで行く行き方を改めないなら、世界は遠からず人類全体の生存が危ぶまれるような混乱状態に陥ることがもう大分以前から憂えられているからである。世界全体がそういう状態にあることは、今では我が国でもよく知られているローマ・クラブのこれまでの一連のレポートが克明に我々に示してくれているところである。その第二報告「転機に立つ人間社会」では、世界的規模で起りつゝある難問題（エネルギー、食料、原料、汚染等）を「人類の問題複合体」として把え、それに適切に対処するためには、地球的枠組の中でその解決策が考慮されなければならないとし、したがってその全体的危機は

各国間の対決でなく、たゞその協調によってのみ解決することが可能であること、協力に対する最大の障害は対決によって得られるかも知れない短期的利益であることを説いている。それ故二国間の実際の戦争は言うまでもなく、戦争に至らなくても国々の間の絶え間のない軍備競争がその妨げとなることは明かであり、この世界的危機を前にしては如何なる戦争もはや一般に受け入れられるような正当な理由を持たないと言つて間違ひではない。交戦国のどちらの側により大きな言いつ分を認め得るかということは世界全体の危機の前では問題でなくなる。

一般に今日なお戦争に訴えて解決され得るどんな問題があるであろうか。今日一國だけで他から離れて存立し得る国はどこにもない。国々の間の交通、通信、運輸は著しい発達を遂げ、互いの事情も以前とは比較にならぬ程よくわかるようになった。相互扶助の国際的機構も整いつゝある。それによって従来戦争勃発の原因となつたような紛争も解決されて来ているものが多い。もちろん話し合いや相互扶助によつて国家間の紛争の凡てが解決され得るものではないであらう。戦争へと導き易い領土帰属問題のようなものは話し合いでは扱いかねるものに違ひないが、領土を取つたり取られたりの過去の経緯は如何ようであれ、領土問題はもう戦争によつてかたがつけられるものではなくなつてゐる。問題が少しでも解決の方向に向うのはたゞたゞ平和友好の関係を深め行く中でだけであらう。そしてそういう友好関係が深まれば問題の性格さえも変つて来ることが考えられるのである。

ところで核兵器を用うる大国間の戦争となれば、それで解決され得るどんな問題があるか、その正当な理由とは何であろうか。単なる覇権への野望はその正当な理由とはならない。それぞれ勢力範囲を拡げたいという欲求は認められ得るものとしても、勢力範囲が拡まり、多くの国を味方につけておくことになれば、戦争の場合には有利になるとしても、勢力範囲を拡げたいという欲求はやはり戦争に訴えることとの理由となるのではない。相手の国より優れた国であることとしるしとして戦争に勝ちたいということも戦争そのものが必要となるその理由ではない。核戦争においては当事国は勝敗いずれにせよもはや元通りにはならない破壊を受け一挙に世界の大国たるの地位を失い、又世界全体にも測り知ることの出来ない荒廃をもたらすことが予測されるのである。核戦争にはそれに見合うような重大極まる理由があつてよさそうであるが、そのようなものは何も見当たらないのである。

それにも拘らず大国がなおそういう戦争の準備をやめられないのは、先ずは凡ての戦争への準備がそうであるように、中々一方的にやめられるものではないからであり、特に今日は相手国が同じような核兵器を持つてゐるからであるが、それと共に又互いに相手国が戦争準備態勢を強化しつゝあるからと——それがどこまで事実であるかわからぬまゝに、又わからぬが故に——責任を相手国に帰するよるな口実を何とかして整え得、相手国を一方的に悪者扱いにして国民の敵愾心を刺戟するからであり、その上こちらもとにかく相手国に負けないだけの

態勢を整えることで両者の間に釣合いが取れれば、それで反って戦争の勃発は抑止されるのだからという理窟つけも添えられるのであり、こうして戦争に訴えて解決し得るどんな問題があるのかと尋ねても答への出で来ない、たゞ大破壊を世界全体の上にもたらす戦争への準備に双方何れの国も余り疑問を抱かず、又余り罪悪感をも覚えずにいられるものゝようである。しかしこのことを思うとき、我々はこれ程の戦争への準備、又最後にはその開始への決定をその当事国の国家主権が思うまゝに、傍若無人に下し得ることに、すなわち世界内の国家関係の今なお殆ど野放しの自然状態にたゞたゞ驚くばかりである。そして核戦争に限らずすべての今日の国家間の戦争又それへの準備についてもそれと全く同じことが言えるのである。

四、危機の克服

今日の世界には国際連合の組織が出来ており、それを通じて多くの国々の平和愛好の意向が表明され、それによつて紛争当事国、更には又その背後にある強大国の動向を抑えることは或る程度には可能である。安保理事會における拒否権の発動によつて、そういう平和愛好国側からの抑制は十分有効には働かない。その抑制が十分きくようにその機構を改善し得れば、かなりな程度にまで世界は戦争の危険から免れ得るのであるが、そのことは早急には望まれ得ない状況であるといわれている。⁽⁷⁾ そうだとすれば国連機構から自然にそれ以上の世界連邦のような組織が生れて来ることは更に困難なことと言わねばな

らない。しかし今日国家間の相互依存関係が深まり、地球が小さく縮んだも同然の状況にあって、なおそれら百数十の国家が大小を問わず自衛のためと称して軍備を持ち戦争に備え、それによって前述したような迫り来る世界危機の克服を困難にしていることを思えば、この諸国家の分立の状態こそ時代錯誤の最たるものと言わばきであらう。

世界諸国家の眞の保全のために残された唯一の策は、諸国家間の紛争処理のためにはや戦争手段に訴えることはしないことを凡ての国家の共同の意志として表明し、それに基づき法を制定し、その法を支配せしめることであらう。世界連邦ないし世界国家の構想は一九四八年に生れた世界憲法シカゴ草案のようなものにその一つの見本を見ることが出来る。そしてその元になっている思想、すなわち平和の確保は独立諸国家の自由連合組織には期待出来ず、それはたゞ法によって世界諸国家が規制されることよってのみ達せられる、という思想はそれよりも早く世に出たE・リーヴスの「平和の解剖」に明確に表明されていると思われる。リーヴスによれば世界政府の組織を先ず発足させることが先決問題であり、国連のような組織を通じて漸次にという考え方には彼は真向うから反対している。

国連の活動を見る限りそれが近い将来世界連邦のような統一組織に移って行くという見通しは全く立たず、その点では現状はリーヴスの憂えていた通りになっている。今は第三次世界大戦の起る可能性さえ予見されている状況である。

しかし世界の深刻な状況に対し、こゝで徹底的に行き方を変えなけ

ればならぬと考え始めている人は世界各国が増えて来ていると思われる。各国に抬頭している反核運動のようなものにもその一つの徴候を見ることが出来るのではないか。政府主導の下で進められる各国の政治に急に大きな変化は望めないとしても、国々の世論は徐々に変わりつゝあるとすれば、それはやがて国々の政治にも——遅速の別はあれ——反映して来るであらう。何れにせよ全面的な軍備撤廃、戦争絶滅、それによって生ずる物心両面の余力を戦争発生の原因ともなるような諸問題（いわゆる人類の問題複合体）の解決に振り向けること、この課題を果すために不可欠な世界連邦のような組織の樹立、これは迫りつゝある世界的危機を乗り切るための処置として空想的でもなく、現実遊離でもなく、まさにこの時代における人間理性の要請、理性的存在者としての人間すべてが受け入れ得る、又受け入れなければならぬ要請と思われるのである。

カントの「永遠平和のために」で述べられていることをそのままに受け取れば、かの第三段階、それも「国際国家」ないしは「世界共和国」の実現はいわば永遠の課題であり、急速に実現されるべきものとは見られていない。しかし彼がそれを発表した時代からは今日は二百年近く隔たっており、その間の世界の情勢の推移、殊に最近五十年程の間に起った激変については彼の夢想だにし得なかつたことである。たしかに今日においても第三段階が完成するところまでを考えれば、それはやはり永遠の課題であること彼の時代と変りないであらう。しかしとにかく世界の国々は彼のいう第二段階にあって迫りつゝある深

刻な危機に如何に対処したらいかについて苦慮している。もはや第三段階の「国際国家」ないし「世界共和国」をはっきり志向せずに、単に第二段階の状態を続け乍ら、すなわち各国が隣国に戦争を仕掛ける自由を保持し乍らでは、——国家間の関係が悪くなった場合に備えておかなければならないから——軍備廃止はおろかその縮小さえも進展せず、真の平和友好関係は生れないということが今やはっきりして来たと言えるのではないか。換言すればもし我々が、今日のような諸国家の相互独立の關係が永続的な國家關係であるかの如く、その中に徐々に世界平和の理想が達成されるかの如く思ひなしているとすればそれは迷妄であること、第二段階においては國家間の戰爭準備はけつしてなくならず、それはカントが考えることも出来なかつた徹底的な破滅を人類社会全体にもたらすものとなること、これを我々は今やはっきり知り得るに至つたと言えるのではないか。

五、歴史的轉換期の倫理

今日の倫理学上の重大問題は、この人類社会の迫り来る危機の克服という現在を生きる凡ての人々が負っている歴史的課題の倫理的意義を説明するということである。それは倫理学の根本問題である善悪正邪の本質説明や道徳的當為の基礎づけ、又意志自由と責任の問題というようなこととは異なっている。それはむしろ倫理学の根本原理を踏まえて、この歴史的課題の倫理的意義を明らかにし、この危機に立ち向う我々の道徳的自覚を深めることに関わるものである。

この危機の克服ということが意味することは、真に地球的規模の、そして数十年先を見越しての人類社会の轉換ということであるから、そこに掲げられる目標はなお一般的、抽象的であることを免れず、実際に当ってはその時々到我々各自がその目標に照らしてなすべきことを定め、それを実現することに努めるということになる。しかしとにかくそれは外なる客観的世界に実現されるべき目標としてはっきり心に留めおかるべきものである。それは歴史上のこの時機に実現されるべきものとして我々に課せられている点では全く超時代的な理想を表わすものとは異っている。ところでそういう普遍的客観的目標が掲げられるのに対応して、我々の側にその課題と取り組む心の姿勢が準備されねばならなくなる。我々は客観的目標とそれを実現するのに必要な、あるいは役立つ心構えとを併せ含んだものを歴史的轉換期の倫理として特徴づけ得るであろう。⁽¹³⁾この世界の危機に立ち向う倫理を特徴づける用語として、従来の閉じた社会の倫理に対し開いた社会の倫理とそれを呼んでもいいし、⁽¹⁴⁾又これを近い地平の倫理に対する遠い地平の倫理と呼ぶことも出来よう。⁽¹⁵⁾又自国を中心においてのものでなく、むしろ地球全体を一単位として把握する意味で地球的倫理という呼び方も出来よう。先に挙げたローマ・クラブ第二レポートの「轉換に立つ人間社会」の中にその呼び名が出て来る。

同書は現代の始まりつゝある危機的現象がどういふものであるかを説き、その永続的解決策は地球的枠組の中で、社会発展のすべての側面、すなわち技術、経済、政治等のみでなく、個人的価値観、行動

的態度までをも同時に含んで総合的に考慮しなければならぬとし、特にそこに要求される新しい地球の倫理として次のような教訓を重要なものとして掲げている。

一、すべての個人が世界共同体の一員としてその役割を自覚することの出来るような世界的な意識が啓発されなければならない。熱帯アフリカの飢饉は、ドイツの市民にとっても、ババリアの飢饉同様関係の深い、深刻なものと受けとられなければならない。「人類の協力と、その結果得られる生存の基本的な単位は、国家的水準から地球的水準に移りつゝある」という事実が、すべての個人の意識の一部とならなければならない。

二、物理的資源の使い方に対する新しい倫理が展開されなければならない。これは来るべき欠乏の時代に矛盾しない生活様式をもたらし結果となる。これは生産額の最大化をめざした製造方法よりも、資源利用の最小化と製品寿命の延長に重点をおく、新しい製造技術を必要とするであろう。人は、消費したり捨てたりすることよりも、節約や保存することを誇るべきである。

三、自然を征服するのではなく、自然と協調する態度が啓発されなければならない。このようにしてはじめて人間は、理論的にはすでに認められていること——すなわち人間は自然の一構成要素であること——を実践に移すことができるのである。

四、もし人類が生き残ろうとするなら、人間は明日の世代との一体感を育成して、彼自身の利益を次代の利益のために手放す用意が

なければならぬ。もし各世代が自分自身のために最善のことを求めるなら、人類（ホモ・サピエンス）の命運は尽きたも同然である。これはこのレポートの作成者達が、人類が今後生き続けるためにはこれ以外に道はないとして提案した変革の綱領の中に、その倫理的関係のものとして含まれているものである。私はこの四項目をそのまま受け入れ、歴史的転換期における倫理の項目として掲げていふとさえ思うのであるが、たゞそれは我々の内なる心構えを主にして表わしているものなので我々の実現すべき客観的目標はそれとは別に掲げておくのがよいと考える。その目標とは、人間社会全体に迫って来ている危機の克服ということであり、先ず消極面としては国家間の紛争を戦争によって処理することをやめること、そして軍備の全廃を、積極面としては世界諸国家を包含する平和的人類共同体（世界連邦）の樹立、

又自然、生物、人間のシステム間の均衡回復を掲げるべきものと思うのである。これらの目標は外の世界に我々が実現をめざさねばならぬものであり、それらに対応してはじめて我々の心の中に、前述の書物の中に説かれているような「世界的意識」を始め、「節約心」、「自然との協調的態度」、「明日の世代との一体感」のようなものがこの時代の重要な倫理的徳目として特別な意味を持って来るのである。

地球の倫理という呼び名が適わしいようなこの歴史的転換期の倫理の提唱に対しては種々の疑問や異議が持ち出されることであろう。殊にその中に含まれている人類共同体（世界連邦）の建設のことについては倫理的には次のような疑問、すなわち倫理の実現すべき目標と

して世界連邦のような組織作りを掲げるとき自国はその中でどのような位置を与えられるのか。自国に対する忠誠心というのは従来説かれて来た倫理の眼目と違ってよかったものであるが、この忠誠心は地球的倫理では自国から世界全体に移ってしまうのか、そういうことが出来るのか、という疑問が生ずるのである。それは多くの人々の持つ疑問というより、むしろ異議というべきものかも知れない。

「道徳と宗教の二源泉」の著者 A・ベルグソンは道徳にその源泉を異にする二つのものがあるとし、これを閉じた道徳と開いた道徳という用語で区別した。そして両道徳に対応する社会はこれを閉じた社会と開いた社会と呼んでいる。前者は、その成員がその社会以外の人々に対しては冷淡に、常に攻撃あるいは防衛の支度を整え、つまり戦争の態勢を余儀なくされつゝ成員相互に連繫しているような社会であり、この社会を維持するものが社会的風習更に「閉じた」と彼の呼ぶ道徳である。これに対し後者、開いた社会というのは原理として人類全体を包含するものであり、キリスト教的人類愛のようなものがその開いた社会の開いた道徳の代表である。彼によれば閉じた社会は大きく拡がっても国家止まりで、それへの忠誠心は更に世界へと拡がり得るものではない。閉じた道徳の源泉は開いた道徳の源泉とは異つたものとなる。しかしこの両種の全く源泉を異にする道徳が普通は知の面に投射して把握されるため、道徳は理性的と見られ、その二元性は覆われ、一続きのものゝように見られるのである。このベルグソンの倫理説によって見ても世界全体を自国と同じように忠誠心の対象として把

える倫理の提唱には無理があると言えようである。しかし今日においては倫理の主眼目は、世界全体の危機に備え、殊に核戦争にまで発展する戦争に備えて自国の守りを固めるといふことにあるのではなく、むしろ自国をも含めて全世界をば戦争を始めとする種々の荒廃をもたらしめるから守ることにあると言ふべきであろう。それ故ベルグソン倫理に関連を持たせて言えば、開いた道徳が自国防衛の閉じた道徳の肩代りをするような発想の転換を必要としているのである。あるいは閉じた道徳の活動の場が開いた道徳の活動の場にまで一挙に拡げられるような変化を惹き起すことが必要となつて来ているのである。すなわち自国中心の閉じた道徳が、地球全体を守るといふ今日の意味での開いた道徳に接穂されることが求められているのであり、前者は後者を離れそれに背を向けた形では——如何にそれを鼓吹しようとも——もはや危機の時代を乗り越える力となることは出来ないのである。一九三二年に発表されたこの著作でベルグソンはすでに機械化による人類社会の荒廃の到来を見抜いており、それに如何に対処すべきかを説いているが、その後今日に至る五十年程の間に起つた社会の激変、殊に戦争破壊力の増大については知るところはなかった。彼の倫理説は、それに対応し得ない限り今日的意義を持ち得ないのであるが、彼によれば道徳は一般に閉じた道徳と共に開いた道徳をもその中に含んでいるのであり、したがって我々がこゝで提唱する地球的倫理のようなものを受け入れ得る基盤はこれまでの倫理の中にもあるわけである。むしろ世界の状況に対する認識を深めることによって、この新しい倫理

はこの国でも受け入れられ得る筈であり、それに対する全く別種の精神の働きを待たねばならぬようなものではないのである。¹⁹⁾

A・シュヴァイツァーは一九五八年四月ノルウェー国宮オスロー放送局を通じて「平和か原子戦か」と題する講演を行ない、世界の人々に向つて原子兵器の廃絶の必要性を訴えたが、その講演の中で彼は「絶望的現状から抜け出ようと思ふならば、今までとは別の精神が人々の中に、諸国の中に生じなければならぬ。」と述べている。しかし彼の言っていることは「我々が互いに同盟国あるいは敵国の一員として考えるだけであるのをやめ、互いに人間であること、人間の本質にある道徳的能力を認め合う」ということである。それはいわば当り前のことである。それ故それに続く彼の言葉「その精神の現れてくることの必要を我々が痛感し、その精神を信ずる力が我々に与えられる場合には現われる」も我々には素直に受け入れられるのである。²⁰⁾ 同じく西ドイツの哲学者K・ヤスパースもシュヴァイツァーのこの講演と殆ど時を同じくして「原爆と人類の未来」を論じた著述の中で「長い間個々人の中にあり乍ら無力であった高貴なものが今や人類存続の条件になった。」と述べているが、彼も亦個々人が長い間持つて来ている高貴なものに訴えているので、今までなかったようなものを求めているのではない。²¹⁾ たゞこの両者の言葉は、人類の絶滅をもたらす原水爆戦争が避けられなくなることに結びつけて人類友愛精神の喚起を説いたに止まるが、現在の状況下では原水爆戦争の脅威が依然として去らない許りでなく、たといそれが起らずとも、今のような諸国家分立の

まゝでは早晚この地上が人間の住むに堪えないところなることを我々は恐れなければならず、状況はこの両哲学者が説いた当時より更に深刻なものとなつていくことを知らねばならないのである。²²⁾

歴史的状況の変化により、戦争防止、平和確保を達成しなければならぬという暫く前までは人類にとつては永遠の倫理的課題として徐々にもその目標に近づいて行き得ればよかつたものががにわかに急迫の度を加えて実現を迫っている。もしカントが今の世にあってそれを知つたとすれば如何であろうか。彼は彼の第二段階を過渡的のものとして早く終らせ、第三段階、それも彼のいう世界共和国の積極的理念の実現に進むことを急務と感ずるのではあるまいか。普遍的理性主義の立場ではそういう歴史的変遷に伴ない義務の当為が強度を増すことは説きにくいことであるとしても——そこに彼の立場の限界があるであろう——彼も亦今日の現実の事態はリーヴスなどの説く通りであることを認めるのではないか。現代の価値倫理学の立場ではこの状況の変化は目標価値が客観的状况によつてその価値の重みづけを増して来ているとして解明されるであろう。すなわち一般的に世界状況が危機の色を深めていることに伴ない、それを克服する我々の義務の当為もその強度を増して来ているものとされるのである。²³⁾ もちろんその急迫の状況がどれ程のものであるかは倫理学が単独で決め得ることではない。それは今日の世界の実際の状況の研究に携わる政治、経済、社会諸学との協同研究によつて明らかにされるべきものである。歴史的転換期

の倫理を提唱する仕事は社会諸学との協同研究を俟ってはじめて可能となるのである。

六、あとがき

今日は日本の国内でも学問研究の諸分野相互間の協力は進んで来ていると思われるが、哲学研究の状況はそういう相互間の協力からは今だに離れているようであり、孤立している観さえある。今日低開発国における飢餓状態にある人々を除いては、戦争の脅威程世界の人心を寒からしめているものはない。多くの国々の間には戦争の危険があり、国々の間の友好関係さえ仮想敵国の存在をめぐりにしてのものである。戦争とそれに備えての制限のない軍備競争の問題は哲学が傍観してはいく問題ではない。哲学はこの問題にどのように立ち向うたらいいか。しかしそれは哲学が他の学問、殊に今日の実際の状況を明らかにするために必要な政治学、経済学、社会学等の研究から離れて十分に論究出来る問題ではない。そのことを私はこの小論を手がけてみて痛感した。しかし哲学的視点を欠いた単なる科学的処理だけで究明出来る問題ではないことも亦確かである。今は戦争と平和の問題に対する大がかりな真剣な総合的学問的研究の起つていく時であることを思われずにはいられないのである。

注

(1) 「哲学雑誌」第四九四及び四九五号（一九二八年四月及び五月号）所

載。

(2) Zum ewigen Frieden. Ein philosophischer Entwurf. 1795 (Ja. Kasseler) 版カント全集第六巻所収。邦訳、高坂正顕「カント永遠平和の為に」岩波文庫版。

(3) 拙著「哲学的倫理学入門」（一九七六年）の中で魂の不死の問題に触れたところで私は「人類がいつまでも榮えるようにと願う気持は自分の生涯の中では十分に充されない自分の生の意味がその中で充されることを願う気持でもある。その榮えを祈り、それに対し実にさゝやかであつても或る役割を果たすものでありたいと願う気持は誰にでもあるものである。」とし、それに結びつけて「魂の不死ということには自分の生きて来たことの意味がその中で全うされるような永遠の世界といったものゝ存在を信じ、自分が、この自己が何らかの形でそれに与かるのを信じた」といふ気持がそれには籠められている。」として、「カントはこのような意味のものとして神の存在と魂の不死を道徳的信仰として確立しようとした。」と記している。その抛りどころとして私の念頭にあつたのは、彼の「実践理性批判」の他に、歴史哲学諸論文、特に「世界公民的見地における一般歴史考」の中の「人類においてははその理性の使用を目的としている自然素質はたゞ種族においてのみ完全に発展するのであつて、個体においてではない。」というくだりであつたが、なお私にはそれで十分に納得のいくものとはなっていない。今は彼の「視靈者の夢」の思想との関連をも考えてみるべきかと思つているが、こゝでこの問題にこれ以上立ち入ることは出来ない。

(4) 前掲書、四四六頁。高坂訳、四三頁参照。

(5) なる程カントも戦争は廃止されねばならぬこと、戦争はすでに用済みとなつたことを理性の立場で認めている、したがって人間は戦争をやめ

るべきで、それをやめないなら人間が悪いのであり、摂理を咎めるべきではない、とも考えられよう。しかしかつて摂理のはからいで人間生活に役立つと見られたものが今では人間を滅ぼしかねないものとなったということはやはり摂理の先見の明のなき、見通しのなきを暴露するものとなる。摂理は人間が終極目的を達するためのはからいである筈であるのに、それが人間がやめようにもやめられない戦争を与えたために、それで人間が亡びるとなると摂理とは一体何かということになる。カントの戦争の摂理観は今日では大変むずかしい問題を背負い込んだことになる。

(6) Mihajlo Mesarovic and Eduard Pestel: *Mankind at the Turning Point. The Second Report to the Club of Rome, 1975*, xiii. 邦訳・大来佐武郎、茅陽一監訳「転機に立つ人間社会」ダイヤモンド社、7頁参照。

ローマ・クラブは、急激な科学技術の進歩がもたらす人類の危機を解明し、具体的な対策を提案しようとして、一九六八年四月にローマで発足した国際的な民間団体である。

(7) 明石康「国際連合」(岩波新書)、二二六頁参照。

(8) 世界憲法シカゴ草案は一九四八年三月、シカゴ大学総長R・ハッチンズ博士を中心とする十一名の学者の組織した世界憲法審議委員会によって発足されたもの。元来世界政府なるものゝ権限、構成、実現の手續等については種々異なった意見があり、特にその権限については、戦争防止に直接必要な限度に限ろうとするものと、政治、経済、文化にわたる広汎な範囲にまで及ぶべきであると主張するものが対立しているが、この草案は後者の立場を代表し、正義と人権に基礎をおいた広汎な権限を持つ世界政府を主張している。教学社出版、法規集(昭和三十一年

版)参照。

(9) Emery Reves: *The Anatomy of Peace*, Gloucester, Mass. Peter Smith, 1945. Reprinted 1969.

(10) リーヴスは「平和の解剖」の中で、世界政府の問題を論ずるところで、「誰にかくも広大な、死活的な問題の決定を委ね得るだろうかと、政府の諸権力を世界大に拡げること恐れる」人達のいることを尤もなことゝ認め乍らも、「誰が世界議会の、世界法廷の、あるいは世界行政政府の職員となるかを思いわずらう要はない。一度本来の、民主的に統制された機構が樹立されれば、我々は古風の選挙法に安心して頼って、普通の誤りを犯しがちな、神ならぬ人達をその職務に選び出し得る。我々の救いは、指導者の知恵にあるのではなく、法の知恵にあるのだ。」と述べている。(同書三三二―三三三頁参照)

又彼は、ソヴィエト連邦と西側民主主義との間の統一的法秩序なるものはそれらの経済的組織の根本的相違のために不可能だという世論の誤りを指摘し、「ソヴィエトロシアの共産主義経済を西側に危険なものにし、又西側諸国の資本主義組織をU・S・S・Rに危険なものにしていくのは、それらの経済組織にある違いではなく、それらの異なった経済組織が異なった主権国家に編み込まれ、別々の独立国家になっているという事実である。西側に脅威であるものはソヴィエト国民国家、ソヴィエト連邦に脅威であるものは西側の国民国家である。敵意ある意図の故でなく、主権単位としてのそれらの存在そのものゝ故である」ことを説いている。(同二四二頁参照)

(11) 「米国の民間研究所、防衛情報センターのラロック所長は十九日、国連主催の「軍備競争と人類」に関する会議で講演し、今後二十年間に米国人一億四千万人とソ連人一億一千三百万人が死滅する核戦争が起る可

能性が十分ある、と警告した。」これは一九八〇年六月二十一日の朝日新聞に、ニューヨーク十九日、UPI共同のものとして載った記事である。

(12) 核兵器廃絶をめざしての運動は今日世界の少なからぬ国で起っており、それに参加する人の数も多くなっている。この運動に直接加わらないでも、その趣旨に共鳴する人の数は更に多いことであろう。しかしこの人達は全面的軍備撤廃を唱える論に対しては如何に思うことであろうか。それは余りに飛躍し過ぎるもの、核兵器さえなくなれば満足してよいと考えるのだろうか。運動の当面の目標としては先ず核兵器廃絶を考えるとすべきだとしても、物の考え方としては今日の状況下では軍備全廃までの思い切った転換が求められていないか。その転換が出来ないとすれば、人類が核兵器だけは廃止したとしても——それも戦争全廃に踏み切らぬ以上難かしいと思われるが——結局は戦争のために、又それが原因となって自滅することを認めることになるのではないか。反核運動に携っている人々の中にはすでにそこまですべてを考えている人が多数いるのではないかと思われる。

(13) H・ライナー(一八九六—)は道徳に二つの形式を分ち、それを責任の道徳と自己価値保持の道徳と名付けた。我々が今こゝで外的目標として把えるものは前者に、心の姿勢というものは後者に核当する。彼はこの両形式は多くの場合協同するが、一方より他方を導き出すことの出来る関係にはないとしている。カントも、同時に義務である目的として、自己の完全性と他人の幸福の二種類を区別したが、この区別も我々の行なうた区別に該当すると見られる。これに反しJ・S・ミルの功利主義倫理学では最大多数の最大幸福が唯一の究極の倫理的目標として掲げられ、人格の完全性(徳)はその中にそれを達成するための手段として含めら

れてしまっている。

(14) ベルグソンが彼の著作「道徳と宗教の二源泉」の中で「閉じた」と「開いた」の用語をもって倫理をその源泉の上から二種に分けたことはよく知られている。しかし我々が歴史的転換期の倫理を開いた倫理と呼ぶとすればその意味はベルグソンのそれとはいさゝか異なっている。それについては後述する。

(15) W・シュルツは彼の大著「変貌した世界の哲学」の第五部「責任」において倫理の問題を論じ、そのC「時代に即応した倫理学の概要」の第七章を小集団内部の倫理の、第八章を大集団の倫理の、問題に当てゝおり、それぞれの倫理を、近い地平の、遠い地平の、という用語で特徴づけている。(Walter Schultz: Philosophie in der veränderten Welt, 1972. 邦訳、藤田健治監訳「変貌した世界の哲学」第四巻参照。

(16) 前掲書一四七頁(邦訳一六六頁)参照。

(17) 我々の心の側に目標を志向する十分な姿勢がなければ、目標は実現されないが、さりとて目標を掲げず、心の側に準備すべきものをたゞ若干の徳という抽象的、一般的なもので表わすに止めておけば、その徳の力は目標には適わしくないものに向って発揮されることになりかねない。例えば単なる勇気というだけでは、要求されるその徳が発揮される場面が主として戦場なのか、平和建設途上のものかはっきりしない。しかし徳はやはり目標の種類からは独立にその価値を保持している。例えば勇気や沈着は登山のような単なる利己的目標のために発揮されても道徳的徳であり、その反対のものは道徳的不徳である。

(18) H. Bergson (1859—1941): Les deux sources de la morale et de la religion. 邦訳、平山高次「道徳と宗教の二源泉」岩波文庫版。

(19) どんな人でも、いつの時代でも、人は或る特定の集団(家族、村落、

- 職場、国家等)にその一員として属し、そこで何らかの仕事を受け持ち、その集団のために働き、それによってその生活は保証され、安穩なものとなる。ベルグソンはその個人の生活を規制する道徳(閉じた道徳)の強制力を生物の本能に類比のものと見た。しかしここですでに彼のいわゆる開いた道徳が或る役割を演じているのではないか。例えばその社会の人間関係を律する法の観念はすでにその閉じた社会の安寧を単に維持するという意義以上のものを含んでいるのではないか。法の観念の中に本来含まれているあるべき正しい人間関係(開いた道徳)が認められ通用してこそ閉じた社会の安寧も維持されるという逆の面がすでにこの段階においても認められているかと思われる。外敵に関しては全くの力関係が支配しているということも考えにくい。戦争の場合には原始の段階でも大義名分の何程かは必要であったであろう。戦争に出ることを最高の名誉と考えるモラルはその戦争が大義名分(開いた道徳)に適ったものであることが前提になっているであろう。ひるがえって世界全体の平和と正義の実現も現実の諸国家を解体することによって生ずるのではなく、歴史的現実を基礎にし、それに制約される面を含んでのものである。このような考え方はベルグソンの両道徳を相補的に働くものとすることによってずっと受け入れ易くなると思われる。しかし我々はここで
- (20) A・シュヴァイツァー「平和か原子戦か」野村実訳、白水社、シュヴァイツァー著作集第十一巻付録、参照。
- (21) Karl Jaspers: Die Atombombe und die Zukunft des Menschen, R. Piper, München, 1957 S. 18 参照。
- (22) ローマ・クラブの「人類の危機」レポート「成長の限界」は巻頭に、一九六九年に当時の国連事務総長ウ・タントの語った言葉を掲げている。

曰く「私は芝居がかかっていると思われたくはないけれども、事務総長として私が承知している情報から次のような結論を下し得るのみである。すなわち、国際連合加盟諸国が、古くからの係争をさ控しえ、軍拡競争の抑制、人間環境の改善、人口爆発の回避、および開発努力に必要な力の供与をめざして世界的な協力を開始するために残された年月は、おそらくあと一〇年しかない。もしこのような世界的な協力が今後一〇年間のうちに進展しないならば、私が指摘した問題は驚くべき程度にまで深刻化し、われわれの制御能力を超えるに至るのである。」(D. H. Meadows, etc.: The Limits to Growth. A Report for the Club of Rome's Project on the Predicament of Mankind, 1972. 邦訳「大来佐武郎監訳、成長の限界」、ダイヤモンド社、参照)。

(23) この小論では私の拠っている現象学的倫理学の立場を特に明かにしようとはしなかったが、それを差し控えたことは一つには本会誌に、すでにそれについて述べたものを出しているためでもあった。最近では本会誌第十号所載「現在の日本における哲学的倫理学」の中でそれを述べている。その論文は、H・ライナー教授八十歳祝賀記念論文集に寄稿したドイツ語論文が元になって出来たものである。因みにこの記念論集は一九七九年に西独で出版された(Die Werkkrise des Menschen, Philosophische Ethik in der heutigen Welt, Festschrift für Hans Reiner, herausgegeben von Norbert Hupperz, Verlag Anton Hain, Meisenheim am Glan.)なおH・ライナーの著「義務と好悪」特にカントとシラーに関連しての道徳の基礎の論究と新規定」の拙訳はすでに一九七一年に上二巻に分けて出版されたが、その英訳が今年七月はじめてオランダ、ハーグのニイホフ出版社から「フェノメノロギカ」叢書の第九三篇として出版された。この英訳では原書の第五章(「道徳的当為意識

およびその主要形式の経験的広まりの問題」]が省かれ、その代りに彼の比較的最近の小論文四篇が付録として加えられている。これによってこの重要著作は英語圏の人達にも読み易いものとなったわけである。

(Hans Reiner: *Duty and Inclination, The Fundamentals of Morality Discussed and Redefined with Special Regard to Kant and Schiller.* Martinus Nijhoff Publisher, The Hague The Netherlands, 1983)
(本学客員教授・倫理学)